

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

令和2年10月から3年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは1件50円である。これに繰越し分8件3,794,560円を加えて、処理を要するものは9件3,794,610円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは2件5,050円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	1	0	—	—
法	務	6	26	1	5
財	務	1	0	1	0
防	衛	1	3,768	—	—
	計	9	3,794	2	5

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなどである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

令和2年10月から3年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは19,919件 989,616,515円である。これに繰越し分75件 208,620,411円を加えて、処理を要するものは19,994件 1,198,236,926円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは19,911件 1,017,518,705円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	22	5,785	22	5,785
裁 判 所	86	3,741	83	3,741
会 計 検 査 院	1	145	1	145
内 閣	9	2,681	9	2,681
内 閣 府	677	224,979	663	216,423
総 務 省	12	2,506	11	2,506
法 務 省	590	81,137	584	81,094
外 務 省	107	10,391	107	10,391
財 務 省	16,683	60,451	16,683	60,451
文 部 科 学 省	23	3,482	20	3,482
厚 生 労 働 省	195	30,613	194	30,208
農 林 水 産 省	199	53,235	199	53,235
経 済 産 業 省	217	1,016	212	1,016
国 土 交 通 省	423	163,365	410	161,390
環 境 省	119	12,918	116	10,873
防 衛 省	631	541,784	597	374,089
計	19,994	1,198,236	19,911	1,017,518

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、訓練中に高額な物品である無人航空機の損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 18,848件 633,267,214円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,063件 384,251,491円